

第2 グループホーム 愛生

運 営 規 程

(目的)

第 1条 この規程は、医療法人愛生会が設置経営する第2グループホーム愛生(以下、「当事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業(以下、「事業」という。)の適切な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員(以下、「従業者」という)が要介護状態にある高齢者(以下、「要介護者等」という)に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

- 第 2条 認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、要介護者等の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、適切なサービスを提供します。
- 2 認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、要介護者等が可能な限り家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すよう、適切なサービスを提供します。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。
 - 4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行います。
 - 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
 - 6 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

(事業所の名称)

第 3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

(1)名 称 第2グループホーム 愛生

(2)所在地 〒868-0037 熊本県人吉市南泉田町115

(共同生活住居の戸数及び利用定員)

第 4 条 本事業所の共同生活住居のユニット数、及び利用定員は次の通りとする。

- | | |
|---------|------------------|
| 1、ユニット数 | 2 ユニット |
| 2、利用定員 | 18 名(1 ユニット 9 名) |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者 1名以上(兼務)

事業を代表し、業務の総括にあたります。

- (2) 計画作成担当者 1名以上(兼務:併施設勤務の介護支援専門員からの指導あり)

利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、認知症対応型共同生活介護計画の作成のとりまとめ、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等、他の関係機関との連絡・調整等を行います。

- (3) 介護職員 各ユニット6名以上(兼務含む)

(業務の状況に応じ、増員できるものとします)

利用者の心身の状態を的確に把握し、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、適切な介護を行います。

1名の夜勤者を配置します。

(利用定員)

第 6 条 事業所の入所定員は 9 人とします。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第 7 条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとします。

- ① 日常生活の援助
- ② 健康チェック
- ③ 機能訓練
- ④ 食事支援
- ⑤ 入浴支援
- ⑥ 排泄支援
- ⑦ 相談・助言等
- ⑧ その他、必要な援助

(認知症対応型共同生活介護計画)

第 8 条 認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成します。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加

の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めます。

- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。
- 5 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。
- 6 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行います。
- 7 認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録します。

(認知症対応型共同生活介護の利用料)

第 9 条 当事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割の支払いを受けるものとします。また、認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された額(1割、2割、3割)をその額とし、法定代理受領サービス以外の場合には介護報酬上の額とします。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとします。
 - (1) 宿泊費 (重要事項説明書記載の金額)
 - (2) 食費 (重要事項説明書記載の金額)
 - (3) おむつ代 (別紙の金額)
 - (4) 日常生活費(重要事項説明書記載の金額)
 - (5) 理美容代(重要事項説明書記載の金額)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用
- 3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付します。
- 4 認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとします。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとします。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

(受け入れ地域)

第 10 条 利用者の受け入れ実施地域は、人吉市全域とします。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第11 条 認知症対応型共同生活介護の提供は、正当な理由なくこれを拒みません。

ただし、通常の事業の実施地域、申込者の病状等を勘案し、利用申込みに対し必要なサービスを提供することが困難と認められる場合には、当該利用申込に係る居宅介護支援事業者への連絡及び適当な他のサービス事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じます。

(緊急時等における対応方法)

第12 条 認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じます。

- 2 利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 3 利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
- 5 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(非常災害対策)

第13 条 認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとることとします。

- 2 非常災害に備えて、年2回の委員会の開催、と研修、定期的に避難訓練を行います。
- 3 災害、緊急時対応として食品、水、消耗品等を備蓄、点検し災害に備えます。

(衛生管理等)

第14 条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めると共に、衛生上必要な措置を講じます。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、職員へは研修や勉強会を通じ、感染症対策や衛生管理に関する知識の修得を図ります。
 - (1) 感染防止に関する委員会を設置します。また、委員会は定期的に開催し、その結果について介護職員その他従業者への周知徹底を図っていきます。

- (2) 感染防止に関する指針を整備します。
- (3) 介護職員その他従業者に対し、感染防止の為の研修を年2回以上実施します。

- (4) 感染症が発生した場合は、医療職その他法人内のその他の事業所と連携を取り、適切な措置を講じます。

(第13条第2項各号については令和6年3月31日までの間は努力義務とする。)

(苦情処理)

第15条 認知症対応型共同生活介護の利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

- 2 認知症対応型共同生活介護を提供した利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行います。
- 4 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条又は法第78条の6若しくは法第115条の15の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 5 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護を提供した利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報の利用については、事前に利用者又はその代理人の了解を書面で得るものとします。

(秘密の保持)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(運営推進会議)

第18条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものとするために、運営推進会議を設置します。

2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定めます。

3 会議の構成員及び人数

構成員

利用者及び家族

地域住民の代表者(現職者)

知見を有する者

行政関係職員

人数は概ね5名以上

4 議事

効率的に議事を運営し、過不足なく議論を行います

5 開催頻度及び開催計画

事業所を除く3名以上の参加を必須とします

定期開催(2月に1回の開催)

6 運営推進会議の議題

運営方針、活動状況報告、評価、介護保険外サービスの費用負担、従業員の資質の向上、事業所運営に係わる報告、地域イベント等の報告を行う。

7 記録の公表

記録を事業所窓口にて公表します

8 書面開催

書面開催を行う場合は、委員会宛てに書面で意見を聴取し、聴取後高齢者支援課へ報告し、窓口にて公表します

(記録の整備)

第19条 事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備します。

2 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

3 認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得るものとします。

4 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び期間を確認するものとします。

5 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して事業を提供するも

のとします。

- 6 認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとします。
- 7 事業所は、居宅介護支援事業所、その他の居宅サービス事業所及びその従業者に対し、要介護者等に当事業所を紹介すること等の代償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人愛生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(第 19 条の規程は令和6年3月31日までの間は努力義務とする。)

(身体的拘束等の禁止)

第 21 条 当該利用者、又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- 1 本事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人又はその他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行うものとします。
- 3 身体拘束を行った場合は、連携する医師や身体拘束委員会の担当者を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過観察を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- 4 本事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします
 - (1) 身体拘束適正化の対策を検討するため、委員会を設置する。また、身体拘束委員会は3か月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他従業者への周知徹底を図ります
 - (2) 身体拘束適正化のための指針を整備します
 - (3) 介護職員その他従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を年2回以上

実施します

(第 20 条の規程は令和6年3月31日までの間は努力義務とする。)

(高齢者虐待防止)

第 22 条 本事業所は、利用者の人権を守り、安全で安心した暮らしを確保するため、次に掲げる高齢者虐待の防止等に関する措置を講ずるものとします。

- 1 高齢者虐待の防止等に関する委員会を設置する。また、委員会は定期的に開催し、その結果について介護職員その他従業者への周知徹底を図ります。
- 2 高齢者虐待の防止等に関する指針を整備する。
- 3 介護職員その他従業者に対し、高齢者虐待防止の為の研修を年 2 回以上実施する。

(第 21 条の規程は令和6年3月31日までの間は努力義務とする。)

(苦情処理)

第 23 条 第 2 グループホーム愛生の利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

- 2 第 2 グループホーム愛生を提供した利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行います。
- 4 事業所は、提供した第 2 グループホーム愛生に関し、介護保険法第 23 条又は法第 78 条の 6 若しくは法第 115 条の 15 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 5 事業所は、提供した第 2 グループホーム愛生を提供した利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(個人情報の保護)

第 24 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めます。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報の利用については、事前に利用者又はその代理人の了解を書面で得るものとします。
- 3 利用者が参加して実施するもの会議(テレビ電話等)については、利用者、家族等の同意を得た上で行う。

(秘密の保持)

第25条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(記録の整備)

第26条 事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備します。

- 2 事業所は、利用者に対する第2グループホーム愛生の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します(電磁記録)を可能とする。

(その他運営に関する留意事項)

第27条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2)継続研修 年2回以上

(3)事業所は全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。(令和6年3月31日までの間は努力義務とする。)また従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示します。

3 第2グループホーム愛生の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得るものとします。

4 事業所は、第2グループホーム愛生の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び期間を確認するものとします。

5 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して事業を提供するものとします。

6 第2グループホーム愛生の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに第2グループホーム愛生の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとします。

- 7 事業所は、居宅介護支援事業所、その他の居宅サービス事業所及びその従業者に対し、要介護者等に当事業所を紹介すること等の代償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。
- 8 事業所は、ハラスメント対策を強化し防止します。職場において行われる言動、態度であって就業環境が害される事を防止し運営に支障がないようハラスメント防止します。(別紙に規定)職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとし、就業規則第15条の2 職場におけるハラスメントの禁止の通り定める。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人愛生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成 22 年5月1日から施行します。

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 27 年4月1日から施行します。

この規定は、平成 28 年 3 月 22 から施行します。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、令和元年 5 月 1 日から施行します

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 4 年 3 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。